

# 議会運営委員会会議録

令和5年6月28日(水)

(開 会) 15:33

(閉 会) 16:20

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案に対する質疑通告について
  - ・議案第44号、48号、51号(川上議員)
  - ・議案第48号(上野議員)
- 2 意見書案の取り扱いについて
  - (1) 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)
  - (2) 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書(案)
  - (3) 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)
  - (4) 保育士配置の充実等を求める意見書(案)
  - (5) 給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書(案)
  - (6) 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)
- 3 特別委員会の設置について
  - (1) 名 称：議員定数のあり方に関する調査特別委員会
  - (2) 付託事件：議員定数のあり方について
  - (3) 付託期間：付託事件の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる
  - (4) 委員定数：28人
  - (5) 設置時期：7月6日(木)本会議最終日
- 4 議員提出議案の取り扱いについて
  - (1) 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 5 陳情の取り扱いについて
  - (1) 陳情第3号 市議会の議員定数削減に関する陳情
- 6 会期日程の変更について

---

## ○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

## ○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第44号について川上議員より、議案第48号について川上議員及び上野議員より、議案第51号について川上議員より、それぞれ質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。以上です。

## ○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書の取り扱い」について、「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)」、及び「薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める

意見書（案）」、以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○奥山委員

まず1つ目が、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書につきましては、冒頭にも書いてありますように、年々、児童生徒が増加をしておるということで、現在、福岡県においても、県立、それから市立合わせて38校、特別支援学校というのがあります。児童生徒数もですね、知的だけ述べますが、平成26年時には4532名おりましたが、令和4年には9981人と、全体ですと平成26年7028人が、令和4年ですと1万7958人ということで、かなり子どもさんが増えてきているということで、今回、教員等の適切な配置を求める意見書ということで出させていただいておりますので、御賛同よろしくをお願いいたします。

もう1つが、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書ということで、冒頭に書いてありますけれども、現在、私たちもいろんな病気をしたときに、抗生物質を調合していただいて飲んでおりますけれども、これに勝る耐性、AMRというやつですね、これが今蔓延していて、将来、2050年には、がんで亡くなる方が800万人強おられますけれども、これを上回る年間1000万人の方が亡くなるのではないかとというようなことで危惧されておまして、この薬をつくるにも相当な期間が必要になること等からですね、早めの取組を強化するということで、意見書案を出させていただいておりますので、ご賛同をよろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」、「保育士配置の充実等を求める意見書（案）」、及び「給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書（案）」、以上3件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○田中武春委員

私から3つの案件について少しご説明させていただきます。まず初めに、地方財政の充実・強化に関する意見書案ですけれども、これについては書いてありますように、政府が骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年まで確保することとしていますけれども、それに伴って増大する行政需要に十分対応し得るのか、不安が残るところで、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積りながら、地方財政の確立を求める意見書というふうになっております。細かなところはご参照ください。

次の、保育士の配置の充実等を求める意見書案ですけれども、これにつきましては、保育の現場において、今、人手不足が深刻な状況になっております。保育士の配置の充実、増員とともに、保育士等の基本給のベースアップ等の処遇改善に対して早急な対応を求める意見書というふうになっております。

続きまして、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書ですけれども、これにつきましては、教職員が一人ひとりの子どもにゆっくり向き合うために、給特法のまず廃止をしていただいて、適正な時間外勤務手当の支給、それから教職員の業務の削減、それから定数の改善、それから勤務間インターバルの導入等々、あと専門家なりボランティアの充実をしていただいて、教員の働き方改革が行われるように政府に意見書を求めるものであります。

以上3点ですが、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

川上直喜でございます。この意見書案は3点、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に求めるものです。

1点は、現在の最低賃金法、各地域ごととなっておりますけれども、これを全国一律制度に改正すること。2つは、最低賃金を時給1500円以上を目指すこと。3つは、それらを保障するために、中小企業に抜本的な支援を、国の責任で行うことを求めるものです。ぜひ、ご賛同をお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案6件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を7月4日、火曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いします。

次に、「特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

先だっで行われました代表者会議において、「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」を設置する旨の協議が整っておりますので、本定例会において、特別委員会の設置をお諮りいただいております。

特別委員会の名称は「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」、付託事件は「議員定数のあり方について」、付託期間は「付託事件の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる」とし、委員定数は28人、全議員としていただいております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」とし、付託事件は「議員定数のあり方について」、付託期間は「付託事件の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる」とし、委員定数は28人とする。以上のとおり、特別委員会を設置し、調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「特別委員会の設置時期」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

特別委員会の設置につきましては、7月6日、木曜日開催の定例会最終日の本会議におきまして、常任委員会の委員長報告、質疑、討論、採決の後に、議長発議により設置していただいております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「特別委員会の設置時期」については、7月6日、木曜日の本会議最終日とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案の取り扱いについて」、6月20日付で道祖議員から議長あてに、議員提出議案第7号として、「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が提出されております。

本案につきましては、提出者のほかに2名の賛成者があり、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

お諮りいたします。本委員会として、本案について補足説明を受けるため、道祖議員の出席を求めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに決定いたしました。

道祖議員、提出者席へご移動ください。

( 提出議員 移動 )

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○道祖議員

今回、議員提出議案第7号といたしまして、飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。現行28名を24名とするという内容について、提出させていただいております。

提案理由につきましては、そこに書かせていただいておりますが、即決ではなくですね、今定例会において即決ではなく、議員の定数のあり方について、広く市民の意見を聴いたうえで、議員全員による協議を行い、1年後を目途にですね、結論を出していただくことを提案させていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありますか。

○川上委員

1年後というのは、いつのことでしょうか。

○道祖議員

特別委員会が設置されるということですので、1年を目途ということで、1年後というのは来年の7月5日ということになります。

○川上委員

7月5日は、臨時議会か何か招集してでもという考え方ですか。

○道祖議員

1年後というのは7月5日になりますが、そこを目途に結論を出していただくことを提案しております。目途でございます。

○川上委員

あなたが7月5日と言うから、7月5日だと臨時議会でも要するのかなというふうに思ったわけですか。どうですか。

○道祖議員

質問者が1年後はいつかと聞かれたから、これが議会にかかるのは7月6日ですから、それ

から1年後というのは7月5日になりますということで答弁させていただきました。

○川上委員

目途ということなので、7月5日ではないということなんですね。特定した日にちではないということを行っているんですかね。

○道祖議員

ここに記載しておりますように、1年後を目途にということでございます。

○川上委員

だからその時期はいつかということ、最初に聞いたんですよ。

○道祖議員

あくまでも、あなたが、質問者が1年後はいつかと言われたから、1年後を逆算して、これから1年というのを計算しまして、7月5日と言ったのであります。

○委員長

川上委員、ちょっと押し問答になっているんで。

○川上委員

陳情が出てますよね。陳情と同趣旨の議員提出議案になっているんですよ。陳情と何か関連がある提出になっているんですか。

○道祖議員

正直言いまして、陳情の中身については、今日の議運で陳情の取扱いというのが出ておりますので、今、この提案者席に座る前に、インターネットで確認したところでございます。

○川上委員

そうすると、1年後を目途にというのは、定例会だと6月定例会、あるいは少し延びるけど9月定例会ということになるわけですね。1年後という感じになってくると、あなたの発想だったら臨時議会になるのではないかと思ったけど、6月議会、9月議会というイメージですか。それとも臨時議会を含むという感じなんですかね。

○道祖議員

あくまでも1年後を目途にということでございます。それは、特別委員会ができて、その中の審議において、どういう形になっていくか、それは審議の過程によって結果は違ってくるのではないかと、私は臆測いたします。

○川上委員

まだ付託するとは決めてないでしょう。決めた。

○道祖議員

質問者が質問されるから、私は私の思いを語っただけでございます。

○川上委員

もう少し聞きましょうね。それでね、1年後というのは、どうして1年後なんですか。市民の意見を広く聴いてと言っているでしょう。これは、あなたの言い方だと、1年間だけ市民の意見を広く聞きましょうという言い方になるわけですね。1年間だけ、市民の意見を広く聴くのは、そういうことですか。

○道祖議員

質問の趣旨がよく分かりませんが、1年間だけ意見を聴くということは、どういう質問なのか、中身がよく分からないんですけど。それ以降、市民の意見は何も聞かないのか。そういうことなのか、どういうふうにとっていいのか、質問の趣旨が分かりません。

○川上委員

反問権を行使しているわけね、いいですよ。提案理由の中に書いているじゃないですか。広く市民の意見を聴いたうえでと書いているでしょう。そして1年後を目途に結論を出していただくことを提案するだから、こういうのが提案理由になるかどうか分からないけど、あなたが書

いている文章からいえば、論理的に、広く市民の意見を聴いたうえでというのは、1年に限り広く聴くということになりますけど、この質問の意味が分かりませんか。

○道祖議員

分かりません。正直言って、質問の意味が分かりません。1年間だけですかというふうに聞かれますと、1年間だけというふうに考えているわけではありませんし、1年後を目途にというふうに言っておりますので、そこところが、私が期限を切っていいものかどうか分かりませんし、ということでございます。

○川上委員

議案そのものは3人で成立するんでしょうけど、1年後、結論を出すかどうかはね、あなたが言ったように、付託するんだったら委員会の判断だし、それから議会の判断によるわけで、提案理由説明の中に、1年後を目途に結論を出していただくとかいうのは、要望であって提案理由とは違いますよね。まだ続くんですよ。それで、1年後を目途にと言っているのに、1年間だけ広く市民の意見を聴くわけではないというのであれば、1年後を目途にというのを、落とさないといけないではないかと、この文章からいえば。だから1年後を目途にというのは意味がないということになりますけど、そういうことでいいですか。

○道祖議員

私は、議員定数28から24というのを4年前に提出させていただきまして、多くの議員さんが24で、今年4月に行われました市議選についてはですね、24でいこうということ一度決議されております。しかし、いろいろな過程がありまして、一度、24に決まったものを、28というふうに変更になりまして、この4月の市議会議員選挙が行われました。この間、4年間十分な、いろいろな市民の意見、真意等はお聞きしてきて、今回の選挙戦に皆さん臨んでおると思っています。なおかつ、1年前に28に戻すという議員提出議案が出ましたけれど、その中においてはですね、選挙後、市民の声を聴いて、議員定数については検討するというような内容だったということを理解しておりますので、十分、この間、4年間は、いろいろな市民の意見というものは、各議員さんはお聞きになって、この議会に臨まれておると思っておりますので、今後1年間、それを基本にして集中審議していただいて、市民の思いに答えていくべきだと思っております。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:56

再 開 15:57

委員会を再開いたします。

○川上委員

それでね、文言で提案理由が書いてあるので、先ほどから繰り返してはいますがけれども、広く市民の意見を聴いたうえで、1年後を目途に結論を出すということは、1年間だけしか市民の意見は聴かないということかと聞いたら、いや4年前から議論してきたでしょうと。市民の意見も聴いてきたでしょうという言い方をされるわけですよ。それで、4年間の間にどれだけ有権者が増えたのかね、有権者の変化があったのかということも考慮すればね、無意味な思いを語られているわけだけれども、要は、1年後を目途に、広く市民の意見を聴くというのであればね、1年後である必要がないのではないかと聞いています。

○道祖議員

私は自分の考えを、1年後で妥当だと思ひまして、今、思いも語りましたが、1年間かけて集中審議していただければ、十分ではないかという判断に立って、この議員提出議案を提出させていただいておりますので、よろしくご配慮をお願いいたします。

○川上委員

そもそもこの1年後を目途に結論を出していただくとかいうのは要望であってね、提案理由としてはなじまないですね。それで、いずれにしても、1年後に結論を出すか、2年後に出すか、3年後に出すかは、まず広く市民の意見を聴くということが前提になるので、1年後ということで、希望は分かったけども、そのとおりにならない可能性が高いと思います。広く市民の意見を聴くということを重視するということで、どうかと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

すいません。ちょっと基本的なことを伺います。最初に、もう終わってしまいましたけど、特別委員会というのが、その前に設置されるようになっております。これは定数を決めるのではなくて、定数のあり方についてということで議長が発議されておりますが、これと、今、説明等がっております議員の定数を定める条例、これは別個のものとして考えていいんですかね。

○委員長

奥山委員、提出者に対する質疑でありまして、事務局への質疑は、またその後でいいですか。提出者への質疑でございます。申し訳ありません。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

提出者に対する質疑を終結いたします。

道祖議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

( 提出議員 退席 )

次に、本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の取り扱いにつきましては、定例会最終日であります7月6日に、先ほどご審議いただきました、「特別委員会の設置」の後に、上程していただいております。

なお、先だって行われました代表者会議において、先ほどご審議いただきました特別委員会に付託する旨の協議が整っておりますので、提案理由説明、質疑の後に、特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることについてお諮りしていただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

すいません。今ちょっと先走って言いましたけども、特別委員会については、あり方についてということで、それはそれとして走っていくということですね。それと今、提出者にも質問があってございました、議員提出議案の定数を定める条例ということで、これは28から24にしてくれという定数の議案になっています。これを、即決はしなくてもいいですけども、1年後ぐらいをということですけども、即決しないというのは、どのような流れになるのか、ちょっと教えてください。

○議会事務局次長

議員提出議案第7号につきまして即決しないということについては、代表者会議の中で協議が整っております。即決しないということはイコール継続審査として審議を進めていくことになりますと、議案については委員会に付託しなければ、継続審査とできないこととなります。即決しなれば、いずれかの委員会に付託をするということで、ただいま特別委員会のほうに付託をするというようなご提案をしているところです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

議員提出議案を受けての特別委員会の設置ということだと思うんですけど、名称がですね、議員定数のあり方についてということで、この委員会の結論はですね、例えば20になるかもしれないし、例えば30になるかもしれないし、分からないと思うんですけど。この議案と違う結論が出たときには、この議案の取扱いというのはどうなるんですか。

○議会事務局次長

この議員提出第7号については、議案として成立をしております。ですので、何らかの形で、最終的には採決をして、賛成、反対を表明していただく必要があります。それとあわせて、特別委員会の中で、議員定数のあり方について調査を進めていくこととなりますけれども、その中で、例えば今言われましたように、30人がいいのではないか、20人がいいのではないかということは、提案が出てきましたら、それは別に対案として議案として出していただく、もしくはこの議案の修正案という形で出していただく、いずれかの方法になるのではないかと考えております。

○城丸委員

この議案を受けての特別委員会の設置だと思うんですよね。そしたら違う答えが出たら、みなし廃案とか、そういうふうになるのではないかというような気がするんですけど、それは違うんですか。

○議会事務局次長

今言われましたように、例えば特別委員会の調査の結論として、28人のままということであれば、この議案を反対するというような形になると思いますし、30人だったり、20人とかであれば、条例改正案を出さなければいけませんので、その中で条例改正案を出していただく必要がございます。委員会の結論が出たら、条例改正案として出していただければ、条例改正になりませんので、そこは最終的には条例改正案、もしくはこの議案に対する修正案という形での提案が必要になるというふうに考えております。

○城丸委員

例えば違う答えが出たときに、そのまま変わる案が出なかった場合は、本会議でも議決をすると。この議案に対しての議決をすると。委員会は全員でしょう。それでも、まだやるという形になるということですか。

○議会事務局次長

あくまでも、今回は特別委員会に付託するということになりますと、全議員の特別委員会であっても、それは特別委員会としての審査結果でありまして、この議案に対しての採決については、改めて本会議で採決を行うことになると思います。今言われるように30人とか20人とか、委員会の中でそういった調査結果になりましたというときに、そういった議案が出てこなければ、28人、この議案に反対して否決したとしても、28人から変わらないので、仮に30人とか20人とかにするのであれば、何らかの条例改正案を出していただく必要があると。それが委員会の中なのか、もしくはその後なのか分かりませんが、今の28人の人数を変えるためには、条例改正案を出していただくことになります。

○委員長

よろしいですか。

○田中武春委員

何かよく分からないけど、結局、議員提出議案第7号によって、この調査特別委員会をつくるんだと思うんですよ。この議員提出議案は1年を目途にということで、区切っていますよね。調査特別委員会は区切っていないですよ。せめて3年ぎりぎりやってもいいという話でしょう。



調査特別委員会で、このあり方について議論をして、多く市民の意見を聴きました。でも、結論は出ませんでした。そのあと、この24を1年を目途に、それは6月なのか9月なのか知らんけど、議会にかけてこの賛否をとらないかんことになるということで理解していいですか。議員提出議案第7号は1年を目途に結論を出せということになっているので、調査特別委員会が1年を目途に、分かりませんよ、27とか30か知りませんが、その結論を出せなかったときには、条例改正案に24という数字を書いていますので、これについて本会議で賛否を問うということで理解していいんですか。この調査特別委員会が1年以内に、20か28か30か知りませんが、結論が出れば対案でどっちがいいですかという話になるんだろうけど、ということで理解していいんですかね。

○議会事務局次長

先ほど特別委員会設置の部分で、付託期間については、付託事件の調査が終了するまで閉会中もお調べを行うことができるというふうにご提案をしております。それについては異議がないということで、恐らく本会議でもこのようになると思います。法的に言えばですね、調査が終了するまでという期限は、期限なく議員定数のあり方について調査を行っていくということになりますけれども、一応、先ほど開催されました代表者会議の中では、議員提出議案の提案理由を尊重して、1年後を目途に結論を出す方向でやっというふうな協議が整っております。

○田中武春委員

そうすると、この調査特別委員会も1年を目途に何らかの結論を出していくんだということで、意思統一をしているということで理解していいんですか。3年はしませんよということでしょ。2年も3年もしませんということ。違ったら違うと言ってください。

○議会事務局次長

代表者会議の中ではそういった協議がされております。1年後を目途にあり方を、議員提出議案の結論を出す方向で進めていこうというような形で協議をしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:10

再 開 16:12

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

さっき田中委員が発言されたのは、休憩中ではなかったと思いますけれども、言われるとおり、まず、特別委員会は調査終了まで調査するということですので、議員の任期中が、最大ということになると思うんですね。もしかしたら4年間かもしれません。その間に市民の意見を広く聴くことができるわけですが、この間に議案についてはですね、立憲が出した今回の議案について、いつでも採決ができるわけでしょう。1年を待たなくても、延びても。否決したとするでしょう。そしたら一事不再議だけど、会期が変わればまた出すわけですよ。出すことができるわけですよ。そのとき、1つじゃないかもしれないんですね、立憲が24を出す。維新も24と言ったのかな、公約で。しかし経験的に言えば、28に戻そうというのが、また出てくることもあるわけですよ。だから、そういう点で言えば、代表者会議で1年間を目途にというふうにしているんだというのは、あまり意味がないことではないかと、そういう交通整理ではないかと思えますけど。

だから24が出て、仮に否決されても、可決されても、また28ないし30とか出てくることがあるわけだから、そのとき付託先をどうするかってことを考えれば、先ほど確認した特別委員会の調査期間については、事務局次長が言ったような、代表者会議でそういう合意がある

からというのは、合理性がないなというふうにちょっと思うわけだけど、質問がない。

○委員長

ご意見として賜ります。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議員提出議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。「陳情第3号 市議会の議員定数削減に関する陳情」につきましては、そのデータをサイドブックの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和5年第4回 飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、定例会最終日、7月6日の本会議2番目に、先ほどご審議いただきました、特別委員会の設置を、3番目に、議員提出議案第7号の提案理由説明、質疑、委員会付託をそれぞれ追加するものでございます。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は、7月6日———（ 発言する者あり ）

暫時休憩いたします。

休 憩 16：17

再 開 16：19

委員会を再開いたします。

最後に、次回の委員会は、7月6日、木曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から

開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。